

犯罪被害者等の公訴参加制度について(意見要旨)

井上正仁

1. 基本法第18条は、「犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため……刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備」を行うことを求めている。そのために考えられる方策として、検察官により公訴が提起された事件の手続に犯罪被害者等が訴訟当事者として参加する公訴参加制度を導入することも一つの選択肢であるが、それに限定されるものではなく、下線部の文言から見ても、他の選択肢をも含め、わが国にふさわしい「適切」な関与のあり方を検討し、実質的に参加の機会が「拡充」されるような制度整備を図ることが求められているものと考えられる。

2. 基本法は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」(第3条)ことを宣明しており、制度整備にあたっては、このことを十分踏まえたものとしなければならないが、そのことから直ちに、公訴参加制度の導入が唯一ないし必要不可欠な方策とまで断定するのは性急に過ぎるように思われる。

現に、例えば、犯罪被害者等の権利保障・保護という点で先進的な動きを見せてきたアメリカなどでは、かなり以前から、連邦法や州法で、犯罪被害者等について同様の権利があることが宣明され、共通の認識となっているが、犯罪被害者等が刑事手続に訴訟当事者として参加する制度は採用されていない。他方、ヨーロッパ大陸諸国では、そのような制度を採用しているところも少なくない。それぞれの国で、各自の国情や司法制度の仕組等にに応じて、最もふさわしいと考えられる関与のあり方を検討し、それに基づいて制度整備を行ってきていることを物語るものだと思われる。

3. わが国の現行刑事訴訟制度が基本原理とする当事者主義と公訴参加の制度との関係については様々な議論があるが、当事者主義の下では公訴参加の制度というものが原理的におよそあり得ないとまでいえるかは疑問である。

現に、当事者主義を採用しているイタリアの刑事訴訟においては、公訴参加の制度も存在することは、識者の指摘するとおりである。ただ、そのイタリアの公訴参加制度は、同国の刑事訴訟が旧来の職権主義の考え方によっていた時代から存在してきたものであり、10数年前に当事者主義の刑事訴訟に切り替える際に、それがそのまま維持されたというものである。その切り替えにあたって、新たな当事者主義の訴訟と公訴参加の制度の整合性について、どの程度自覚的な検討がなされたものかはつまびらかでない。実際の運用上、問題が生じていないかも、なお立ち入った調査の必要があるように思われる。

他方、伝統的に当事者主義の刑事訴訟制度を取っており、その考え方が最も徹底している英米諸国においては、犯罪被害者等の権利保障・保護において先進的な国々であるにも

かわらず、公訴参加の制度は採用されていないことも、また事実である。このことは、それらの国における当事者主義の刑事訴訟制度と公訴参加制度の整合性に何らかの実質的な問題があることによるものかもしれない。

一律に「当事者主義」といっても、その具体的な訴訟の仕組みや制度の有りようは、それぞれの国によって様々であるので、当事者主義だから公訴参加制度は適合しないと断定することも、また、当事者主義の下でも公訴参加制度を採用することに問題はないと断定することも、短絡に過ぎ、より慎重で、実質的な検討が必要だと思われる。

4. 犯罪への対応が、私的な報復にとどまることなく公的な刑事司法制度として整備され、発展してきたという歴史的な方向性や、公共の関心事であるからこそ、捜査・訴追のための公的機関が設けられ、それに証拠収集等のための強制的な権限も与えられていること、検察官は、犯罪被害者等をも含め社会の利益を代表ないし代理して訴訟当事者としての活動を行うものであることなどに鑑みると、私人訴追の制度を採用することはもちろん、犯罪被害者等が検察官から独立の訴訟当事者として刑事手続に参加し、検察官からは独立に審判対象を設定したり(訴因設定)、移審の効果を生じさせるような訴訟行為(上訴)をするなど、実質的に私人訴追に近くなる制度を採用することには、理論的に問題があるうえ、実際的にみても妥当でないと思われ、賛同し得ない。

5. 公訴参加制度の導入を不可欠とする実質的な理由(他の関与の制度ではならず、公訴参加制度でなければ適えられない事柄)が何なのかが、いまひとつ判然としない。犯罪被害者等の方々の意見では、被告人等に即座にかつ直接質問できないことや、量刑に犯罪被害者等の思いが十分反映されていないと思われることを不満とする声が多いが、それらに応える方策は他にも様々考えられるように思われる。

他方、法務省における有識者による「犯罪被害者のための施策を研究する会」の中間報告や日本弁護士連合会の理事会決議等に見るように、公訴参加制度の導入については種々の問題点が指摘されている。個々の指摘がはたして、そしてどこまで妥当するものかはにわかには断定できないが、それぞれ慎重な検討を要する点であることは確かだと思われる。

それらの両面に十分配慮し、バランスのとれた関与の制度を考案することが、より幅広い人々の支持を集め、犯罪被害者等の方々が真に意味のある形で刑事手続に関与し、その声が適正に反映される安定した制度の構築につながるものと考えられる。